

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

【令和5年4月1日から】
個人情報保護制度が条例から
法律に移行します

デジタル社会の進展に伴い、令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」が公布され、この中で「個人情報保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）が改正されました。

これまででは、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体において、異なる法律や条例が適用されておりましたが、この改正により、個人情報の保護に関する規律が、個人情報保護法に統一され、この同一の法の下で個人情報保護制度を運用していくこととなりました。

地方公共団体には、令和5年4月1日から個人情報保護法が適用となりますが、個人情報保護法では、法により許容される範囲で必要な事項を条例に規定するものとされたことから、下川町では、法の

施行に際し、必要となる事項を定める条例等を整備し、引き続き、個人情報保護制度を適正に運用してまいります。

※個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に対する情報です。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものや、マイナンバーが含まれるものも該当します。

※法施行後も個人情報保護法に取扱い、個人の権利利益を保護していく考えは変わりません。

※民間事業者については、これまで同様、引き続き、個人情報保護法に基づく個人情報保護制度を適正に運用する必要があるとあります。

■お問い合わせ

総務課 総務グループ

☎ 4-2511

内線 223

☆ 4-251101

下川町応援大使を紹介します!

下川町の魅力を町内外に発信し、町の認知度の向上及び発展に貢献していただくことを目的として、町出身者、下川町にゆかりのある方などを「下川町応援大使」に委嘱することとしました。

今回は2月に就任した、藤野純一さんを紹介いたします。

藤野 純一 さん

公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)プログラムディレクター。

令和元年4月1日から下川町SDGs評議委員会委員長を務め、本町のSDGs計画の実施内容、進捗状況について評価、助言等をいただいております。

